

事務連絡
令和2年7月20日

長野県健康保健部
岐阜県健康福祉部
島根県健康福祉部
福岡県保健医療介護部
佐賀県健康福祉部
熊本県保健福祉部
大分県保健福祉部
鹿児島県くらし保健福祉部

御中

厚生労働省老健局介護保険計画課

令和2年7月豪雨で被災した被保険者に係る利用料の
負担等の取扱いについて（その3）（リーフレット）

令和2年7月豪雨による災害発生に関し、「令和2年7月豪雨で被災した被保険者に係る利用料の負担等の取扱いについて（その2）、（その3）」（令和2年7月16日、令和2年7月20日付け厚生労働省老健局介護保険計画課事務連絡）により、市町村における利用料の取扱いをお示ししているところですが、今般、別添のとおり、利用者への方々へのリーフレットを作成しましたので、本リーフレットを市町村の窓口で配布、掲示する等の方法により、本リーフレットをご活用いただき、管内市町村や介護サービス事業所等に広く周知いただきますよう、よろしく願いいたします。

対象保険者は、令和2年7月豪雨に係る災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用市町村のうち、令和2年7月20日15時時点で当該保険者の被保険者について、保険医療機関・介護サービス事業所等における一部負担金・利用料の支払いを猶予する意向を表明した市町村です。